

○自転車運転者講習の実施に関する規程

平成27年5月28日

公安委員会規程第4号

注 令和8年5月から改正経過を注記した。

自転車運転者講習の実施に関する規程を次のように定める。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 危険行為登録票の送付（第6条—第11条）
- 第3章 危険行為登録（第12条—第16条）
- 第4章 受講命令に向けた手続（第17条）
- 第5章 受講命令書の交付（第18条—第22条）
- 第6章 受講命令登録等（第23条・第24条）
- 第7章 講習の実施等（第25条・第26条）
- 第8章 その他（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に規定する講習（以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定め、講習に係る事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 受講命令 法第108条の3の5第2項の規定による命令をいう。
- (2) 危険行為 法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。
- (3) 自転車違反報告書 自転車運転者による違反行為に係る交通切符及び交通反則切符その他の報告書類をいう。
- (4) 調査書類 自転車違反報告書、自転車危険行為登録票（様式第1号。以下「危険行為登録票」という。）その他受講命令の手続に関する書類をいう。
- (5) 命令した旨の通知 受講命令を決定した都道府県公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）から被命令者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対して行う受講命令を決定した旨の通知をいう。

- (6) 命令執行依頼 受講命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、当該被命令者に対する受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の4の4第2項に規定する命令書をいう。以下同じ。）の交付を住所地公安委員会に依頼して行うことをいう。
- (7) 警察署等 警察署、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊をいう。
- (8) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (9) 取締り警察官 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

（令8公委規程4・一部改正）

（他の都道府県警察との連絡及び協力）

第3条 受講命令に関する書類の送付、命令執行依頼に関する事務等については、他の都道府県警察との緊密な連絡及び協力の下に行うものとする。

（受講命令の迅速性及び的確性の確保）

第4条 受講命令は、警察庁に關係データを送付して行う危険行為登録、受講命令登録、受講済登録等に基づいてされるものであることから、これらの登録は迅速かつ的確に行うものとする。

2 講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速かつ的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであることから、受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時に於いて明らかな事実に基づいて速やかに受講命令をし、もって将来における道路交通上の危険を防止するものとする。

（効率的な事務処理）

第5条 受講命令に関する事務は交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に集中することとなるので、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、危険行為登録を含む受講命令に関する事務を総括し、当該事務の全般にわたってその適正な処理及び省力化に努めるものとする。

第2章 危険行為登録票の送付

（自転車運転者の違反行為の報告）

第6条 取締り警察官は、自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに自転車違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要するものであるときは、違反行為の事実について警察署長等に速報するものとする。

2 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した自転車違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、自転車違反報告書の記載を正確に行うものとする。

(危険行為登録票の作成)

第7条 警察署長等は、自転車違反報告書に係る事案のうち、次に掲げるものを除き、危険行為登録票を作成するものとする。

(1) 送致不相当と認めた事案

(2) 明らかに危険行為が認められないもの（交通切符及び交通反則切符に係る事案については、罪名が危険行為ではないもの）

2 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警部補以上の階級にある警察官の中から、危険行為登録票作成責任者（以下「作成責任者」という。）を指定し、自転車違反報告書の受理及び危険行為登録票の作成をその者において一元的に行わせるものとする。

3 作成責任者は、自転車違反報告書の受理状況等を自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧（様式第2号）に記載するものとする。

(令8公委規程4・一部改正)

(危険行為登録票の点検)

第8条 警察署長等は、警部以上の階級にある警察官の中から、危険行為登録票審査責任者（以下「審査責任者」という。）を指定するものとする。

2 審査責任者は、危険行為登録票に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検するものとする。

(危険行為登録票の送付)

第9条 警察署長等は、点検を終了した危険行為登録票を交通企画課長に送付するものとする。

2 危険行為登録票の送付に当たっては、当該送付に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付するものとする。この場合において、次条に規定する危険行為登録票の送付期限までに関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(危険行為登録票の送付期限)

第10条 危険行為登録票の送付期限については、原則として次に掲げる違反の区分に応じ、それぞれ次に定める期間内とする。

(1) 交通切符及び交通反則切符に係る違反 危険行為を検挙したときから14日以内

(2) 人身事故等に係る違反 ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑

者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊な事案を除き、危険行為を認知したときから30日以内

(令8公委規程4・一部改正)

(危険行為登録票の決裁等)

第11条 危険行為登録票の交通企画課長への送付に関する事務（自転車違反報告書の受理を含む。）は、審査責任者に専決させるものとする。

2 審査責任者は、審査状況を明らかにするため、自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧に審査結果を記載するものとする。

3 警察署長等は、自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧の記載内容及び事件の送致記録によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているか否かについて指導・監督し、違反行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配意するものとする。

4 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通企画課長に連絡するものとする。

第3章 危険行為登録

(登録審査官の指定)

第12条 交通企画課長は、所属の警部補以上の階級にある警察官の中から、危険行為登録審査官（以下「登録審査官」という。）を指定するものとする。

(登録審査)

第13条 登録審査官は、警察署長等から送付された危険行為登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否か及び危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるか否かについての審査（以下「登録審査」という。）を行うものとする。

2 登録審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行うものとする。ただし、違反事実の不存在又は事実誤認があると認める事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情においてその者に結果予見及び結果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないものとする。

3 登録審査は、事実不存在等事案を除き、登録審査官に専決させるものとする。

4 登録審査官は、3によって専決した事務の取扱い状況を自転車危険行為登録報告（様式

第3号)によって交通企画課長に報告するものとする。

- 5 事実不存在等事案及び次条の規定による危険行為登録の削除に関する事務の決裁については、登録審査官が、事実不存在等事案の内容及び削除を必要と認めた理由を危険行為登録票に付記した上で、個々の事案について交通企画課長の決裁を受けるものとする。

(登録削除)

第14条 登録審査官は、危険行為登録をしたものの、事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事実不存在等事案を危険行為登録から削除するものとする。

(危険行為登録の迅速処理)

第15条 登録審査については、危険行為登録票の受領後直ちに行い、登録審査のために危険行為登録に遅延を来すことがないようにするものとする。この場合において、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間に補充調査を行うものとする。

(危険行為登録結果の確認)

第16条 登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータを確認し、登録内容に誤りがないかを確認するものとする。

第4章 受講命令に向けた手続

(受講命令に関わる行政手続)

第17条 危険行為を反復してした者に対して受講命令をする必要があると認める場合は、関係する危険行為に関する調査書類を確認するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会を付与した上で行うものとする。この場合において、関係する危険行為が他の都道府県警察の管轄区域内でされたものであるときは、当該都道府県警察から危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を受けるものとする。

- 2 受講命令は、危険行為を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められるときは行うことができない。

第5章 受講命令書の交付

(受講命令書の交付の主体)

第18条 受講命令書の交付は、交通企画課において行うほか、警察署等に行わせることができるものとする。

(受講命令書の交付等の方法)

第19条 受講命令書の交付及び出頭通知の方法については、警察本部長が別に定めるもの

とする。

(受講命令書交付の際の留意事項)

第20条 受講命令書の交付に当たっては、当該受講命令書の内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するとともに、あらかじめ口頭で受講命令の理由を告げてから行うものとする。

2 前項の規定による告知の際に、当該告知を受けた者から受講命令の理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずるものとする。

(1) 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合 架空の事実について危険行為登録がなされることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付する。

(2) 申立てが過去の危険行為の発生年月日又は違反名の誤りに関するものである場合 告知を受けた者から危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められるときに限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付する。

(3) 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合 申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれが認められるときに限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、改めて当該内容を審査する。

3 受講命令書を交付する者は、当該受講命令書に受講の始期及び終期並びに交付年月日を記載して行うものとする。

(命令した旨の通知及び命令執行依頼)

第21条 命令した旨の通知及びその通知の際の命令執行依頼は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 受講命令を決定した場合において、住所地公安委員会が他の都道府県公安委員会であるときは、命令した旨の通知を行うものとし、鳥取県公安委員会の管轄区域内に被命令者の勤務地があるなどのため、被命令者が鳥取県公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合等を除き、命令執行依頼をすることができる。

(2) 命令した旨の通知は、自転車命令通知書（様式第4号）を送付して行う。

(3) 自転車命令通知書の送付に併せて命令執行依頼をするときは、被命令者に交付する受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付して行う。

2 命令公安委員会から命令執行依頼を受けた場合は、鳥取県公安委員会において受講命令

書の交付を行うとともに、交付後、その旨を自転車命令執行通知書（様式第5号）により遅滞なく命令公安委員会に通知するものとする。この場合において、被命令者が住所地にいない場合は、自転車命令書返送書（様式第6号）により受講命令書を命令公安委員会に返送するものとする。

（受講命令書を交付できない場合）

第22条 被命令者の所在が不明である、被命令者が刑事施設に拘置されている等の理由により受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を交通企画課において保管しておき、所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至ったときに備えるものとする。

第6章 受講命令登録等

（受講命令登録）

第23条 受講命令登録については、受講命令書を交付した日に行うものとする。ただし、命令執行依頼をした場合は、自転車命令執行通知書を受けた日に行うものとする。

（講習受講の督促）

第24条 受講命令を決定し、又は命令執行依頼を受けて受講命令書を交付した場合において、被命令者が講習を受講しなかったときは、講習の受講を督促するものとする。

第7章 講習の実施等

（講習の実施）

第25条 講習の実施に関する細部事項については、警察本部長が別に定めるものとする。

（受講済登録）

第26条 被命令者に対して講習を行った場合は、原則として講習を実施した日に受講済登録を行うものとする。

第8章 その他

（調査書類等の保存）

第27条 調査書類等については、係争中でない限り、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれ次に定める期間保存するものとする。

- (1) 危険行為に関する文書 危険行為をした日から4年
- (2) 受講命令を執行した事案に関する文書 受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から4年
- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書未交付の事案に関する文書 受講命令を決定した日から3年

(講習に係る広報)

第28条 交通安全教育の場等を通じて講習の周知に努めるものとする。

- 2 交通取締りを実施する場合において、違反者から講習に関する質問があったときに適切な応答ができるように取締り警察官に対する指導教養を徹底するものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月12日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年6月27日公安委員会規程第6号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月15日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和7年5月15日から施行する。

附 則 (令和8年5月18日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和8年5月18日から施行する。

様式第 1 号

自 転 車 危 険 行 為 登 録 票

危険行為 をした者	生 年 月 日			
	氏 名			
	☐ 免許証番号			
	☐ 免許情報記録番号			

危険行為	事 件 番 号			
	発 生 日 時			
	違 反 名			

特記事項				
------	--	--	--	--

危 険 行 為 登 録 審 査 官 記 入 欄	登録の有無	有 ・ 無	登録年月日	年 月 日
	☐ 事実不存在等事案の内容 ☐ 登録削除の理由			
	危険行為登録の削除年月日		年 月 日	

様式第 2 号

自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

番号	違反者氏名	違反年月日	報告書受理日	票作成の有無	担当者	審査結果
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印

注 危険行為登録票審査責任者は、審査の結果、取扱いが適正であると認めた場合は、審査結果欄に署名押印すること。

様式第3号

年 月 日

交通企画課長 殿

危険行為登録審査官

自 転 車 危 険 行 為 登 録 報 告

危険行為登録について、次のとおり報告する。

期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
危険行為登録件数	事実不存在等事案件数	再調査下命
備 考		

様式第 4 号

年 月 日	
公安委員会 殿	
鳥取県公安委員会	
自 転 車 命 令 通 知 書	
当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、 下記の受講命令を決定したので通知する。	
記	
住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に (・ 交付済み) (・ 未交付) 貴公安委員会への命令執行依頼 (・ あり) (・ なし) 自転車運転者講習の実施 (・ 当公安委員会) (・ 貴公安委員会)
備 考	

様式第 5 号

年 月 日	
公安委員会 殿	
鳥取県公安委員会	
自 転 車 命 令 執 行 通 知 書	
貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。	
記	
住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ～ 年 月 日)
備 考	

様式第 6 号

年 月 日	
公安委員会 殿	
鳥取県公安委員会	
自 転 車 命 令 書 返 送 書	
貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。	
記	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号